

# 犬の登録と狂犬病予防注射を しまししよう

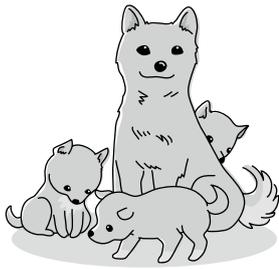
生後3ヶ月以上の犬は、登録と毎年1回の狂犬病予防注射を接種することが法律で定められています。

狂犬病は、日本ではなじみの薄い病気ですが、世界では毎年5万人以上が狂犬病で死亡していると言われていています。

残念ながら現在でもその治療方法は確立されておらず、発症すると100%死亡する恐ろしい病気です。

日本を含むアジアでは、狂犬病の流行を媒介する動物は犬のみであり、予防注射を接種する以外に狂犬病を予防することができません。

飼い犬の登録と狂犬病予防注射を接種させることは飼い主の義務です。必ず行いましょう。



## 集合注射を実施します

町では次のとおり狂犬病予防の集合注射を実施します。現在、犬を飼っていて登録していない方や注射を受けさせていない方も、この機会に予防注射を行ってください。（現在獣医にかかっている場合は、医師の指導に従ってください。）

	日時	場所
4月9日(木)	午後1時から2時まで	ふれあいセンター
	午後2時30分から3時30分まで	役場
4月16日(木)	午後1時から2時まで	川妻生活改善センター
	午後2時30分から3時30分まで	役場
4月19日(日)	午後1時から2時まで	役場
	午後2時30分から4時まで	原宿台コミュニティセンター

## ○持参するもの

I. 登録が済んでいる飼い犬の場合

- ① 狂犬病予防注射済票交付申請書（3月中旬に郵送したはがき）
- ② 注射代金等
- ③ 狂犬病予防注射料

2,950円

## II. 登録がお済みでない飼い犬の場合

- (1) 印鑑
- (2) 注射代金等
- ① 狂犬病予防注射料
- ② 登録手数料2,000円
- ③ 注射済票交付手数料

350円



## 鑑札のデザインが変わります

狂犬病予防法で定められていた犬の鑑札と狂犬病予防注射済票のデザインが自由化されたことを受け、町でもデザインを一新しました。

従来よりも小さくてかわいらしいデザインです。

犬の鑑札については、再交付することが可能です。ご希望の方は、建設環境課まで申し出ください。



※上段…新デザイン 下段…従来のもの

○犬の鑑札の再交付手数料  
1,000円

## 犬の放し飼いはやめましょう

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。自分の犬はおとなしいから大丈夫だとか、昼間は散歩ができないからといって夜間に放したりすることは大変危険です。

犬の飼い主は、次のようなルールを守って正しく飼いましょ。

- ① 散歩のときも引き綱は必ずつけましょ。
- ② 散歩中、犬が「ふん」をしたときは必ず持ち帰りましょ。
- ③ 家の中で飼っている場合でも必ず首輪をつけましょ。
- ④ 引き綱、首輪は切れそうになつていませんか。現在、犬をつないでいるもので十分かどうか確認をましょ。
- ⑤ ペットが逃げてしまった場合は、飼い主が責任を持って探しましょ。

## ○お問い合わせ

建設環境課 生活環境G  
☎(84)3618 (直通)